

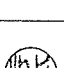
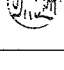


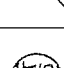



南那覇 (R7) 草刈役務

南那覇 (R7) 草刈役務									
表紙									
件名	南那覇 (R7) 草刈役務								
図面名称	副病院長	総務課長	管理班長	管繕係長	管繕係	ボイラー	電気	木工	作成者
病院長									
自衛隊那覇病院									
								縮尺	1 / 3
								図面番号	1 / 3

仕 様 書

- 1 件 名 : 南那覇 (R7) 草刈役務
- 2 場 所 : 沖縄県那覇市赤嶺322 陸上自衛隊南那覇駐屯地内 (自衛隊那覇病院)
- 3 期 間 : 契約締結日 ~ 令和8年3月31日
- 4 概 要 : 南那覇駐屯地使用範囲内の草刈及び刈草集積 約7,120㎡ (8回/年) 計56,960㎡
- 5 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書に基づき実施する。
- (2) 請負者は、仕様書及び現地において、不明な点が生じた場合は、監督官と協議しその指示に従う。
- (3) 本役務に際し、他の箇所に損傷を与えないよう十分注意して実施し、万一損傷を与えた場合は、請負者の負担において原形に復旧するものとする。
- (4) 本役務で使用する資機材については請負者が準備するものとする。
- (5) 請負者は作業完了後、現場の整理整頓及び清掃を実施する。
- (6) 作業中は安全管理に十分留意し、事故等が発生した場合には、速やかに監督官に報告すること。
- (7) 請負者は、自衛隊敷地内への立入り及び行動については当該駐屯地 (基地) の規則及び官側の指示を遵守して行うものとし、作業場所以外への立入りを禁止する。やむをえず作業場所以外への立入りを必要とする場合は官側の許可を得るものとする。
- (8) 本役務に際して、本仕様書に明記なき事項についても、作業完了のため必要となる事項については請負者の負担で実施する。その際、契約金額の変更はないものとする。
- (9) 南那覇駐屯地敷地内での喫煙は禁止とする。
- (10) 本役務の写真は着手及び完了並びに実施中を撮影し、役務完了後A4判写真帳に整理し提出すること。
- (11) 役務に必要な書類は、監督官の指示によるものとし期日までに提出するものとする。

6 特記事項

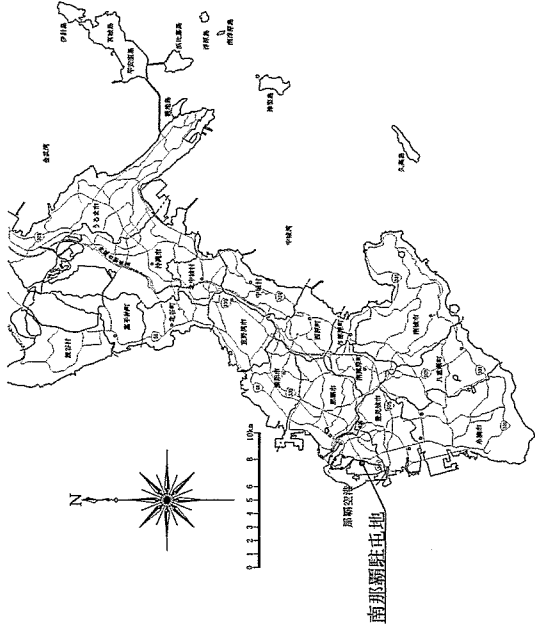
- (1) 作業実施日は、官側と事前調整のうえ決定するものとし、作業は原則平日とする。ただし、調整により平日作業が難しい場合は土日祝日も実施することができるものとする。
- (2) 草刈対象月 (基準)

草刈対象月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

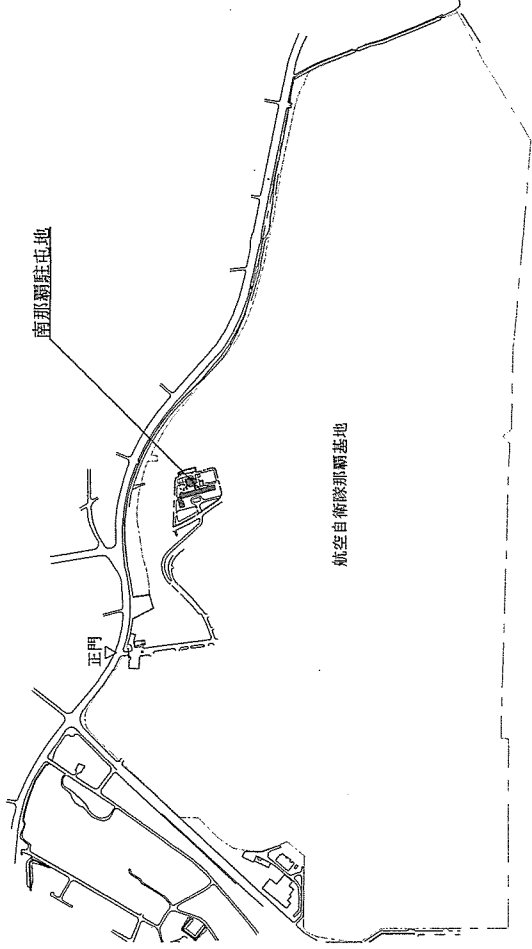
- ※ 対象月は、調整により変更できるものとする。
- (3) 刈草は受注者において道路側へ集積を行う。
- (4) 刈草の回収については、官側において実施する。
- (5) 近傍に建物及び車両等がある場合は、ブルーシート等により養生を行い、窓ガラス等破損させる事の無いよう処置をするものとし、歩行者にも注意し作業を実施すること。
- (6) 提出書類
 - ア 代理人等届出書 2部
 - イ 着手届出書 2部
 - ウ 完了届出書 2部
 - エ 工程表 2部
 - オ 役務写真 (作業写真) 1部
 - カ その他、監督官が指示した書類

7 検査

作業終了後、現場確認及び作業写真の提出をしたらうえで検査完了とする。ただし手直しがあった場合は、手直し完了後に再度現場確認を実施する。

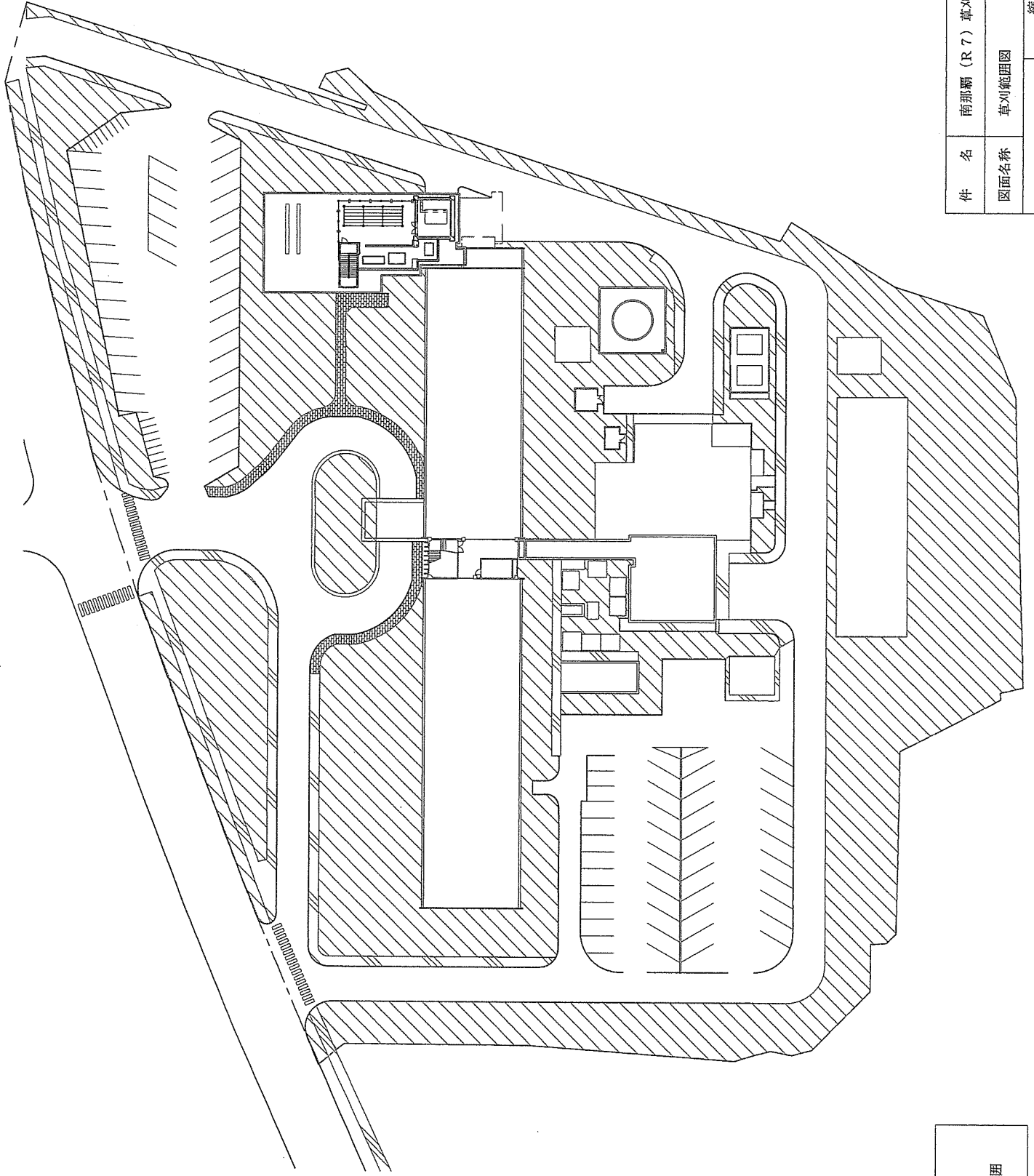


案 内 図



配 置 図

件 名	南那覇 (R7) 草刈役務		
図面名称	仕様書・案内図・配置図		
自衛隊那覇病院	縮尺	—	
	図面番号	2 / 3	



凡例



草刈範囲

件名 南那覇 (R7) 草刈役務

図面名称 草刈範囲図

自衛隊那覇病院 縮尺 1 / 600 図面番号 3 / 3